

○藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金交付要綱

平成10年4月1日

告示第115号

(目的)

第1条 市長は、家庭から出される生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ等処理用具を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ等 家庭から排出される生ごみ又は剪定枝をいう。

(2) 生ごみ等処理用具 生ごみ等を減量化又は資源化することができる構造を備えているコンポスト、密閉式容器、電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、市内に住所を有し、現に居住する者が生ごみ等処理用具を購入するために要した額とする。

2 その他市長が認めたものとする。

(補助額等)

第4条 補助金の額は、コンポスト及び密閉式容器については購入額（消費税を除いた額）の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。

2 電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機については購入額（消費税を除いた額）の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。

(補助の制限)

第5条 1世帯において補助対象とすることができるコンポスト及び密閉式容器は合計2基まで、電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機はそれぞれ1基とする。

(交付の申請（請求）)

第6条 補助金の交付を申請（請求）しようとする者は、生ごみ等処理用具購入費補助金申請（請求）書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、生ごみ等処理用具を購入した日の属する年度内に行わなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（補助金の交付）

第8条 市長は、第6条に規定する請求書を受理し、内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に補助金を交付する。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

2 藤枝市生ごみたい肥化処理容器購入事業費補助金交付要綱（平成8年藤枝市告示30号）は廃止する。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成15年7月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

藤生環指第 号
年 月 日

様

藤枝市長 北村 正平

生ごみ等処理用具購入費補助金交付決定通知書

藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

補助金交付予定日 年 月 日（ ）